

# 令和元年9月市議会定例会

## 上下水道局

### 議案説明資料

#### 目次

##### 【予算案件】

- 1 債務負担行為の設定について（公共下水道事業会計）・・・・・・・・ 1頁

##### 【条例案件】

- 2 富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件・・・・・・・・ 3頁

## 【予算案件】

### 1 債務負担行為の設定について（公共下水道事業会計）

#### (1) 趣 旨

令和元年度末で浜黒崎外2浄化センターの包括的民間委託契約が終了するため、令和2年度からの次期委託の発注にあたり、債務負担行為の設定を行うもの。

#### (2) 契約対象処理場

浜黒崎浄化センター、倉垣浄水園、水橋浄化センター

#### (3) 債務負担行為の限度額等

単位：千円

限度額	財源内訳		
	国庫支出金	企業債	その他 (自主財源)
2,208,800	0	0	2,208,800

#### (内訳)

単位：千円

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
実施設計額計 (税抜き)		745,800 (678,000)	744,700 (677,000)	718,300 (653,000)	2,208,800 (2,008,000)
内 訳	浜黒崎	600,600	599,500	602,800	1,802,900
	水橋	115,500	115,500	115,500	346,500
	倉垣	29,700	29,700	0 ※	59,400

※令和3年度中に神通川左岸流域下水道へ接続予定のため

#### (4) 委託期間

3年間(令和2年度～令和4年度)

(5) 委託開始までのスケジュール

令和元年	1 2月初旬	提案書受理
	1 2月中旬	プレゼンテーションの実施
	1 2月下旬	受託者決定
令和2年	1月	契約締結
	契約締結後～3月	引継ぎ・研修期間
	4月1日	新規契約に基づく委託開始

(6) 委託業者選定方式

公募型プロポーザル

(7) 委託料の推移について

単位：千円

	H26～H28 【4期】	H29～H31 【5期】 (A)	R2～R4 【6期】 (B)	(B)－(A)
設計額 (税抜き)	1,745,280 (1,616,000)	1,971,000 (1,825,000)	2,208,800 (2,008,000)	237,800 (183,000)
請負額	1,739,880	1,965,600	—	—
請負率(%)	99.69	99.73	—	—

【増額理由】 ※税抜ベースで183,000千円の増

① 運転操作監視等業務費の増 (51,640千円の増)

→ 業務委託費の積算に用いる国の公共工事設計労務単価が上昇したため。

② 電力料金の増 (91,485千円の増)

→ 使用料金が単価上昇により増となったため。

③ 汚水処理等に係る薬品費の増 (39,748千円の増)

→ 消石灰などの薬品単価が上昇したため。

## 【条例案件】

### 2 富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

#### (1) 趣旨

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されたことに伴って、更新申請に係る手数料を新設するもの。

#### (2) 改正内容

更新申請に係る手数料の新設

区 分	現 行	改正案
新 規	20,000円	20,000円
更 新	—	5,000円

【参考】指定給水装置工事事業者の更新時期について

指定を受けた年月日	指定の有効期限	事業者数
平成10年4月1日 ～平成11年3月31日	施行日の前日から1年 令和2年9月29日	110社
平成11年4月1日 ～平成15年3月31日	施行日の前日から2年 令和3年9月29日	80社
平成15年4月1日 ～平成19年3月31日	施行日の前日から3年 令和4年9月29日	103社
平成19年4月1日 ～平成25年3月31日	施行日の前日から4年 令和5年9月29日	58社
平成25年4月1日 ～令和元年9月31日	施行日の前日から5年 令和6年9月29日	47社

令和元年7月末現在  
指定給水装置工事事業者 398社

#### (3) 施行期日

令和元年10月1日